



旧法制下における体罰事件と賠償責任

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002437

旧法制下における体罰事件と賠償責任

明 神 勲

はじめに

1 本稿は、学校事故救済法制史の一環として、旧法制下における学校事故救済法制の検討を課題とする。

学校事故をその原因から大別すると、主として人（教師と児童・生徒，児童・生徒間等）の行為から生ずるものと物（校舎，校具等）の瑕疵から生ずるものとに分けることができる。ここでは、前者の一部をなす教師の不法な懲戒＝体罰による事故に限定し、これに関する判例，学説の検討を通じ課題に答えたい。

体罰事件に関する戦前の著名な判例として、①大正5年大審院刑事部判決，②昭和4年大審院民事部判決，③昭和5年福岡地裁久留米支部判決，があるが，ここでは，教員及び村の損害賠償責任が問題とされた②の判決を対象にする。

2 この裁判の事実の概要は次のとおりである。

大正15年5月，松沢村の村立尋常高等小学校尋常科4年生の児童Aが，授業中不従順であるとして代用教員Bに一時人事不省に陥る程殴打され全治1ヶ月の重傷を負わせられた。Aおよび両親（原告）は，代用教員Bおよび松沢村（被告）に対し，①Aに対し身体上精神上苦痛を与えた慰謝料として1,000円を，②Aの両親に対し名誉権を毀損したことに対する慰謝料500円を，③Aの父に財産権の侵害（治療費用）に対する賠償として117円9銭，の支払を内容とする損害賠償請求の訴えをおこした。

第一審判決（東京地裁）は，ほぼ原告主張の事実を認定した上，①代用教員Bが，児童Aに慰謝料50円およびAの父に治療費81円63銭を支払うべきことを命じその他の請求は棄却し，②特に，松沢村に対する請求は被告の主張を採用しこれを全面的に棄却した。

原告は，松沢村に対する請求が棄却されたことを特に不服とし控訴したが第二審（東京控訴院）はこれを棄却し，更に原告が大審院に上告したのが本件である。

ここでの論点は，教員の不法な懲戒行為により児童・生徒およびその他の第三者に損害を与えた場合，(1)教員の賠償責任のあり方，(2)国あるいは地方公共団体（都道府県，市町村）の賠償責任のあり方，の二点にあった。

以下，これに対する判例，学説（美濃部達吉を中心に）を検討する。

I 旧法制下における損害賠償責任論の特徴

旧法制下にあつては，「King can do no wrong」（王は悪をなし得ず）の法理を継承した“国家無責任”の理論が大原則であり，国家・地方公共団体および官（公）吏の損害賠償責任を一般的に定

めた法規は存在しなかった⁽¹⁾。この為国民は、国家・地方公共団体（官公吏）の不法行為により損害を与えられても多くの場合これを忍従するより他ない無権利の状態におかれていたわけである。このような損害賠償制度のあり方を、美濃部達吉は「此ノ点ニ於テハ専制時代ヲ距タルコト未タ甚タ遠カラサルノ状態⁽²⁾」と表現したが、それは「強大な国家権力の統治構造の maksimum……反対に国民の権利保障はまさに minimum⁽³⁾」と特徴づけられる戦前の憲法状況の反映であった。

さらにこれに加えて、行政裁判所は出訴事項を限定し損害賠償請求は出訴の対象外としていたので、救済の唯一の方途は「民事事件として、通常裁判所が、私法規定の適用を承認する限度においてのみ——判例法的に——⁽⁴⁾」許容されるに止った。従って、不法行為責任を定めた民法の規定の国家・地方公共団体および官公吏への適用の可否、および適用の条件が問題になる。判例は、国家の活動を、(1)公の公権力の発動による権力的作用、(2)営利を目的とする私経済的活動、(3)公益を目的とする公の行政作用、の三つの場合に区別し、(2)の場合は国家の「私法的行為」として民法の適用を認めたが、(1)、(3)の場合は「公法的行為」「権力関係」である、として民法の適用を否定するのが常であった⁽⁵⁾。

しかし、大正5年の有名な「遊動円棒事件」に対する大審院判決⁽⁶⁾を契機に、公益を目的とする公の行政作用の場合も非権力的作用については民法の適用を認め国・地方公共団体の賠償責任を承認する判決が生れるようになった。こうして「不法行為を生じない公の行政の領域は、次第に判例によって狭められて来た⁽⁷⁾」のではあるが、(1)の場合は権力的作用であるとして遂に国家責任を認めることがなかった⁽⁸⁾。

つぎに、官公吏の賠償責任について判例の解釈をみよう。判例は、官公吏の職務行為を公法的行為と私法的行為に区別し、(1)私法的行為については一般的に賠償責任を肯定し（但し、この場合の賠償主体は国家）、(2)公法的行為については、たとえ故意又は重過失の場合でも特別な規定のない限りこれを否定し、(3)しかし、故意による職権濫用の場合は、それは官吏としての行為でなく私人としての行為である、として賠償責任を肯定する、のが一般的であった⁽⁹⁾。その際、職務行為と職権濫用の区別が問題になるが、ここでも「『職権濫用』の範囲を実質的に拡張して認めることによって、損害賠償の認めらるべき範囲を漸次拡張」する傾向を示した。

II 代用教育Bの賠償責任

1 判例

(1) 大審院判決

原告が、第二審判決の原告請求の一部棄却部分を棄却することを求めたのに対し、被告代用教員Bは、傷害の事実を否定し仮にそれが事実であったとしても「小学校教員トシテ児童タルAノ教育上公務ノ執行トシテ為シタル懲戒行為ニ基キ右負傷ヲ為スニ至リタルモノナレハ私法上ノ責任ナキ旨」主張し控訴の棄却を求めた。

これに対し大審院は「被控訴人（注、代用教員B）カ控訴人Aニ対シ加ヘタル右傷害ハ故意又ハ過失ニ因リ同控訴人ノ身体権ヲ侵害シタル不法行為ナルコト疑ナキヲ以テ同被控訴人ハ之ニ因テ生シタル損害ヲ賠償スヘキ責任アルモノトス」と判決し原審の認定を誤りなしとした。代用教員Bの、懲戒行為により損害を与えても私法上の責任なし、という主張に対しては「小学校令施行規則第171条小学校令第47条ニ依レハ……教育上必要ト認ムルトキハ児童ヲ懲戒スルコトヲ得ルモ体罰ヲ加

フルコトヲ得サルコト明ナルヲ以テ……訓戒スルニ当リ前示傷害ヲ為シタルハ其ノ教育上公務ノ執行ニヨル正当ナル行為ニ出テタルモノト断シ難ク該主張ハ理由ナシ⁽¹¹⁾」と、これを斥けている。代用教員Bの不法行為を、官吏たる教員の職務行為ではなく職権濫用による個人的行為と判断し、民法の賠償責任規定の適用を承認したわけである。

ここには検討すべき問題が二つある。一つは、教員の懲戒権をこえる体罰の認定基準、二つは、懲戒あるいは教育活動の性格（権力的作用か非権力的作用か）、をどう考えるかということである。後者は後述することにし体罰の認定基準についてみることにする。

(2) 体罰事件に関する判例と体罰の認定基準

明治33年小学校令第47条は「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定し校長及び教員に体罰にわたらない懲戒権を認め、同令施行規則第171条はこれを代用教員に準用することを定めている。

教育法規に体罰禁止規定が最初に登場をみるのは明治12年教育令においてであり、その第46条は「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フベカラス」となっている。明治13年改正教育令はこれを引き継いだ。明治18年改正教育令、明治19年小学令はこれを欠き、明治23年小学校令第63条に再登場する。そして、明治33年小学校令がこれを引き継ぐと同時に始めて校長・教員の懲戒権規定を置き、昭和16年国民学校令第20条、昭和22年学校教育法第11条がこれを引き継いでいる。

ところで、懲戒権行使の限界とされた体罰の認定基準はどのように考えられていたのだろうか。

これを判例においてみると、大正5年の大審院判決⁽¹²⁾がまず一つの判断を下している。これは、大正4年1月、東京市立尋常小学校1年の教室で担任教員が授業中、3年生の児童が教室に入り授業妨害をしたため教員が直立を命ずる為胸をつかみ引いたところ児童が転倒し負傷を負った、これにより教員が傷害罪にとわれた事件である。大審院判決は、児童が教員の命令に従わない場合「相当ノ力ヲ加へ其懲戒権ヲ行使」するのは正当な行為であるが「児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果」を招いた場合は体罰に該当する、と懲戒権の限界を規定した。同時に、この判決は明示的ではないが「身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果」に至らない程度の「相当ノ力ヲ加へ」る懲戒は体罰に該当せず、教員の懲戒権の行使であるとして許容されることを示している。

昭和5年福岡地裁久留米支部判決⁽¹³⁾は、これをより具体的に論じている。

「身体ニ傷害ヲ来ササル程度ニ叩クカ如キハ夫ノ父兄カ其ノ保護ノ下ニアル子弟ニ対シ懲戒ノ方法トシテ屢々施用シ居ル事例ニシテ此ノ事例ニ照セハ児童ノ保護訓育ニ任スル小学校教員カ児童ニ対シ懲戒ノ手段トシテ斯ル程度ノ力ヲ加フルコトヲ得スト為スハ社界通念上妥当ナル見解ト謂フヲ得サレハナリ果シテ然ラハ被告カ原告ヲ叩キタル所為ハ懲戒ノ手段トシテハ稍穏当ナラスト雖……其ノ有スル懲戒権内ノ行為トシテ之ヲ是認セサルヘカラス」

この判決では、教員の懲戒権の範囲を一般家庭での懲戒の態様から社会通念として根拠づけ叩くこと自体は直ちに体罰にあたらない、としたのである⁽¹⁴⁾。これは、教育行政法関係の著作にも受けつがれ、例えば山崎犀二は「相当の教養があり慈愛に満ちて居る筈の実父母が加へる程度の懲戒（社会慣行的懲戒）は夫れが仮令肉体に対する強制又は圧力であっても、小学校令に所謂体罰には当たらない⁽¹⁵⁾」としている。

なお、懲戒権の範囲を判例は、担任クラスの児童のみならず全校児童に及ぶ、としていた⁽¹⁶⁾。

また、傷害を与える程の体罰であっても大正5年判決が示すように（注12参照）教員の故意又は

重過失が挙証されなければ、刑事上、民事上の責任から免がれることが保障されていた。この判決につき、戦前学校事故の著作を著わした河野通保は「教育者の懲戒権を巧妙に保護するに苦心した跡が充分にみえる。教育者は厳正なる教育権の行使のために大いにこの同情ある判決に感謝すべきである⁽¹⁷⁾」と評価したが、旧法制下においては教員の懲戒権は「裁判所によってその行使についてきわめて寛大な取扱いをうけた⁽¹⁸⁾」わけである。教育が国民の義務とされ、「子どもたちを学校に『あげた』からには一切まかせて異論をさしはさまないのがよいという風潮⁽¹⁹⁾」の中で、体罰禁止の規定にも拘らず「体罰の禁止が励行されてゐるか否かは誠に疑しい……むしろ体罰禁止の実行されてゐる所の方が少いのでないかとも考へられる⁽²⁰⁾」というのが一般的状況であつたらう。河野通保はその著書の中で死に至らしめる程の体罰が教多く行われていたことを実例をあげ示している⁽²¹⁾。

一方、教員が故意又は過失により懲戒権の範囲をこえ体罰を加えたことと認定された場合、民事責任（民法による損害賠償責任）、刑事責任（刑法による業務上過失傷害又は過失致死罪）が問われることになっていた。

本件の場合、体罰を認定し教員に民事上の責任を負わせた旧法制下においては稀な事例であつたといえよう。

2 学説

本題について直接評釈をしている学説は見当たらないので、ここでは官公吏の不法行為責任一般についての学説を検討する。

これについて学説は、それを私法行為あるいは私法関係のみに限定する見解と私法行為（関係）、公法行為（関係）を問わず全面的に承認する見解、とに分れていた。

佐々木惣一と美濃部達吉は奇しくも同じ明治 39 年にこれに関する論文を発表している。この時点では、美濃部は公法上の行為における官公吏の賠償責任を「官吏ノ職務上ノ義務ハ専ラ国家ニ対スルノ義務タリ、官吏ハ国家ニ対シテ其ノ権限ヲ適法ニ行使スヘキ義務ヲ負フ。第三者ニ対シテ其ノ義務ヲ負フニ非ス、官吏ニシテ若シ違法ニ其ノ権限ヲ行使シ私人ノ利益ヲ害スルコトアルモ官吏ハ唯国家ニ対スル職務上ノ義務違反シタルノミ第三者ニ対スル義務ニ違反シタルニ非ス、官吏ト第三者トハ何等ノ直接ノ法律上ノ関係ヲ有スルコトナシ⁽²²⁾」という理由で否定していた。これに対し佐々木は「不法行為ハ或ハ私法上ノ行為ヲ為ス際ニ生スルアリ或ハ公法上ノ行為ヲ為ス際ニ生スルアリト雖モ一度ヒ不法行為ト為ルヤ常ニ民法上ノ觀念ニ属ス不法行為其ノモノニ公私ノ別アルニ非ス……而シテ民法不法行為ノ規定ハ苟モ不法行為ト云フヘキモノニ対シテ常ニ適用セラルヘク決シテ其生シタル場合ノ如可ヲ問ハサルナリ⁽²³⁾」と、美濃部のような見解を批判していた。

ところが、後に両者はそれぞれ見解を修正しその立場を入れ替えることになる。

佐々木は、大正 10 年の著作⁽²⁴⁾で前説を否定し官吏の賠償責任を私法関係のみに限定する見解を主張している。即ち、官吏が不法行為により第三者に損害を与えた場合、「官吏ト第三者トノ関係ハ何レノ法系ニ属スルカ……私法関係ナルカ将公法関係ナルカ」によって賠償責任のあり方は異るとする。官吏の行為が「国家ノ民事的生活ニ属スル行為」として為された場合は第三者との関係は私法関係であり「国家ノ政治的行動ニ属スル行為」として為された場合は公法関係である。前者の場合は民法の賠償規定の適用はあるが、後者の場合は特別の規定のない限り民法の適用はなく官吏は一切の賠償責任を負うことはない、というのがその見解である。佐々木の見解は、判例と同じ立場にたつものであつた。この説をとるものに、清水澄、島村他三郎、野村淳治⁽²⁵⁾等がいた。

一方、美濃部は、明治 43 年の著作⁽²⁶⁾で「一般ノ原理」としては明治 39 年の佐々木の見解を支持

しつつも「我が国法ニ於ケル」解釈では「官吏カ悪意ヲ以テ其ノ職權ヲ濫用シ……因リテ他人ニ損害ヲ与ヘタル場合ニ於テハ官吏カ其ノ賠償ノ責ニ任スルモノナリ」と部分的な修正に留っていた。前説の全面的訂正を行うのは大正8年「日本行政法 総論」においてである。ここで「官吏ノ職務上ノ行為ニ基ク損害賠償ノ責任ニ付テハ其職務行為ガ私経済的行為ナリヤ又ハ公ノ権力ノ作用ナリヤヲ區別スルノ必要ナシ⁽²⁷⁾」とするに至った。この見解は、美濃部のその後の著作、論文で維持されていくことになる。この見解の論拠は、美濃部が「総テノ法規ハ国家ト国民トノ關係ニ於テ其雙方ヲ拘束」するという所謂“法ノ雙面ノ拘束力”の観点を導入し官吏が適法に職務を行使する義務を国家のみならず国民に対しても負うとした点（明治39年見解の訂正）および「官吏は一面には国家機関たる地位と一面には個人たる地位と二重の地位を有って居るもので、其の総ての職務上の行為には一面には国家機関としての行為たると共に一面には個人としての行為たる二重の性質を有って居る⁽²⁸⁾」と職務行為を二側面においてとらえ「行為ノ法律上ノ効力ノ問題ト其ノ行為ヨリ生スル個人的責任ノ問題⁽²⁹⁾」を区別した点、にあった。この論拠を前提にすると、官吏の職務行為が私法行為か公法行為かは、国家の機関としての地位および行為の法律の効力という点からのみ問題となるのであって、個人としての地位における行為およびそれによる個人的責任の問題という点からはその区別は問題にならず総ての行為につき賠償責任を負うことになる。

美濃部の見解は、従来公法関係とされていた領域に私法を導入する苦心の論理構成をし私法領域を拡大することによって、国民の権利救済を意図する民主主義的性格をもつものであった。しかし、その論理構成の基本においては判例との共通性があったことにも注目してよい。それは権力関係における場合の“国家無責任”の原則である。この問題点は次に検討する国家・地方公共団体の賠償責任論において明らかにされる。

なお、田中二郎、織田萬、平野義太郎等の諸説⁽³⁰⁾も同旨であった。

III 代用教員の不法行為による村の賠償責任

1 判例

この裁判における第二の論点は、代用教員Bの不法行為により松沢村が賠償責任を負うか否か、ということであった。ここでは、使用者、監督者の賠償責任を定めた民法第715条（「①或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付テ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス……②使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス……」）の適用の可否および小学校令の解釈が争点となった。問題は、松沢村と代用教員Bが民法第715条の規定する使用者－被用者関係に該当するかどうか、ということである。

原告は、次のような論拠で使用者－被用者関係の存在を主張し、代用教員Bの使用者として松沢村の賠償責任請求をした⁽³¹⁾。

① 市町村は、小学校設置義務を負い（小学校令——以下、令、と略す——第6条）、設置・維持・教職員諸給与等の経済的負担を負っているのであるから市町村立小学校（以下、小学校、と略す）は市町村の営造物である。「事業ノ経営ニ付最大要素ヲ為スモノハ他ナシ経費ノ支弁」にあるからである。

② したがって小学校令第60条（「市町村ハ……市町村……ニ属スル国ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小学校ヲ管理ス」）の規定における市町村長の地位は、国の機関ではなく市町村の代表者としての地位を規定したものである。教育事務は、国の事務でなく委任事務としての市町村の事務である。

③ 教員は、市町村の委任事務遂行の為に市町村の委託にもとづき事務の執行を行うもので「公共団体ト教員トノ法律関係ハ雇傭又ハ準委任」に該当する。

④ 教員の採用、解職、懲戒処分権が府県知事に属する規定（令、第44条、48条）は、小学校教育の重要性という点から「資格要件ヲ必要トスル関係上府県知事ナル行政官庁カ行政的介在ヲ為スニ過キス」いわば「形式的関係」「単純ナル行政的公法上ノ関係」にすぎない。これに対して「実質的私法上ノ教員雇入レノ関係」の主体は国の機関としての府県知事でなく市町村である。なぜなら「教員ニ対スル俸給旅費其ノ他ノ諸給与ハ小学校令第51條ニ依リ総テ当該市町村……ノ負担」であり、市町村は「其ノ財政ノ許ス範囲ニ於テ当該小学校ニ必要ナル小学教員ノ配置ヲ府県知事ニ具申シ府県知事ノ推挙シタル者ニ付雇主タル市町村……カ最終的決定ヲ為スモノ」であるから「教員ト市町村……トノ関係ハ全然私法上ノ支配ヲ受クル」のである。

⑤ 従って、市町村は「私法上ノ使用者トシテ選任監督ノ地位ニ在ルモノ」で、松沢村と代用教員Bは使用者－被用者関係にある。

これに対し、被告松沢村は、小学校教育事務は国の事務であり、小学校教員は国の官吏であるとして松沢村と代用教員Bの使用者－被用者関係を否定し、原告上告の棄却を求めた。

大審院は、被告松沢村の主張を全面的に認め、代用教員の不法行為による村の賠償責任を否定し原告の上告を棄却した。判決の論旨は次のとおりである。

① 小学校令第60条、61条に「国ノ教育事務」の規定があることから小学校教育は国の事務であり、第60条に規定する市町村長の地位は国の機関としての地位を規定したものである。小学校令第6条、51条等は「営造物タル小学校ノ設置維持管理ヲ其ノ市町村……ノ任務ト為シ之ニ要スル費用ヲ負担スヘキコト定メタルニ過キス」小学校教育そのものを市町村の事務と解することはできない。

② 「市町村立小学校長及教員名称及待遇」（明治24年）第2条の「市町村立小学校長及正教員ハ判任官ト同一ノ待遇ヲ受ク」の規定により、教員は市町村の公吏ではなく国の官吏である。

③ 教員の任用監督権者は、小学校令第44条および48条により国の機関たる府県知事であり、小学校令第42条および施行規則第168条は代用教員にもこれを準用することを規定していることから、代用教員の任用監督者もまた国である。

④ 従って、代用教員Bは国の被用者であり松沢村の被用者ではないから、両者の間に民法第715条の規定する使用者－被用者関係は存在しない。

以上が判決の要旨であるが、同旨の判例として、防疫医が予防注射により人を死亡させ、その使用者として県および市を被告として賠償請求をした事件につき、防疫医が判任官待遇（「防疫職員官制」）であることから国の官吏であるとしてその請求を棄却した判決⁽³²⁾がある。

この判決では、代用教員が国の官吏であるとして松沢村の賠償責任を否定したのであるが、それでは原告が国に賠償請求をした場合どうなるであろうか。既述のようにこの場合判例は権力的作用については否定し非権力的作用については肯定する傾向にあったので、教育活動及び懲戒行為の性格の評価が論点になろう。教員の不法行為により国に賠償請求をした事例は見られなかったので判例からこれを知ることはできない。しかし、「金棒事件」に対する長野地裁松本支部判決⁽³³⁾は、傍論ながら「金棒ヲ教育ノ為ニ使用スルハ教育ノ一部ニシテ国ノ事業ナルヘク若教員ニシテ其使用方法等ニ付キ不法行為アリトセハ国又ハ教員カ其責ニ任スルコトアルヘシ」と、国の賠償責任の可能性を肯定していることから判断すると、少なくとも教育活動を非権力作用ととらえていたことが間接的ながら推察できる。

2 学説

小学校教育が国の事務であり、教員が国の官吏であるという見解は、学説もまた認めるところであった⁽³⁴⁾。

また、官公吏の不法行為による国・地方公共団体の賠償責任については次に示す美濃部の見解が通説であった。美濃部は、国・地方公共団体の賠償責任のあり方を次の三つの場合に区別し論じている。

「(一) 純然タル公ノ権力ノ作用ニ関シテハ民法ノ規定ハ当然之ニ適用スルコトヲ得ズ。……仮令其作用が違法ニ行ハレ、之ニ依リ人民ニ損害ヲ加ヘタリトスルモ、特別ノ規定アル場合ノ外、人民ハ民法ノ規定ニ依リ国家又ハ公法人ニ対シ損害要償ノ訴ヲ為スコトヲ得ズ。(二) 権力的作用ニ非ザル経済的活動ニ付テハ之ニ反シテ国家又ハ公法人ハ民法 715 條ニ依リ損害賠償ノ責ニ任ゼザルベカラズ。……公益ノ為ニスル事業……ニ在リテモ、亦同一ニ論ズベキモノナリ。……(三) 国家又ハ公法人ノ管理スル土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ由リ他人ニ損害ヲ生ジタル場合ニ於テモ亦国家又ハ公法人ハ其占有者トシテ民法第 717 條(注 土地の工作物等の占有所および所有者の責任規定)ニ依リ損害賠償ノ責任ヲ負ハザルベカラズ⁽³⁵⁾」

(1) 美濃部達吉の判例評釈

美濃部は、昭和 4 年の判例評釈において⁽³⁵⁾「判旨は、其の理由とせる所に於ては正当であること疑を容れぬけれども、其の結論が果して当を得て居るや否やは、頗る疑はしい」と判決を批判している。

正当と評価した「其の理由とせる所」とは「小学校教員は国の官吏であって、市町村の被用者ではない。之を任用監督する者は国の機関としての府県知事であって、市町村は任用又は監督の権を有するものではない。代用教員も亦之に準ずべきものである」という判決の小学校令の解釈をさす。この論旨を前提にすると、民法第 715 条は使用者・監督者責任を定めているのであるから、使用者・監督者に非ざる市町村に賠償責任を負わしめることはどのような法解釈によって可能となるのだろうか。

美濃部は、事業そのものは国の事業でありながらそれに要する経済的負担は公共団体が担い事業主体と経済主体を別にする道路、河川、学校等の事業を「官営公費事業」と名づけ、この場合民法第 715 条の使用者を修正して解釈すべきだとする⁽³⁶⁾。即ち、第 715 条は「事業主が自己の計算に於て其の事業を経営して居る場合を予想」したものであるが、「官営公費事業」にあつては事業主体と経済主体は異なるので「損害賠償の責任も亦当然の條理として、其の事業主に在るのではなく、事業に関する経済の主体にある」と。何故なら、「事業に基づいて生ずる損害賠償も亦其の事業に関する経済的負担の一部に外ならぬ」からである。この解釈によると「小学校の経営に関する一切の経費を負担すべき義務ある者は、教員の不法行為に基づく損害賠償も亦之を負担する義務ある者」であり、経費負担者(経済主体)たる「市町村が、代用教員の不法行為に付き、全く賠償責任を負はないものと為すに至っては、自分の容易に賛成し難い所」、ということになるのである。

なお、田中二郎、山田準次郎も同旨の判例評釈⁽³⁷⁾を行っている。

ところで、美濃部は昭和 8 年に再びこの判例評釈を行っているが⁽³⁸⁾、ここでは「判旨結局に於いて正当」として昭和 4 年評釈とは異なり松沢村の賠償責任を否定した判決の結論を支持している。この変化は昭和 4 年評釈においては検討の対象にされていなかった論点、即ち、教員の懲戒および

教育活動という教育事業が民法第 715 条の「或事業」に該当するかどうか、ということ解釈の対象に加えたことによる。

これについて美濃部は「民法第 715 条が国又は公法人の事業に適用が有るのは、唯経済的な性質の事業に付いてであって、非経済的な権力的作用は……『或事業』には該当しない、……仮令権力的作用に関しては不法行為が有ったとしても、……事業主としての責任を生じない」とする。小学校についてみると「校舎の管理といふやうな作用は、純然たる経済的な作用で民法の適用を受けるけれども、児童の教育及懲戒といふことは、経済的作用ではなく、寧ろ権力的作用たる性質を有する」ものであるということから次のように結論する。

「本件代用教員の暴行も勿論不法行為たることは疑ないが、併しそれは児童に対する懲戒権の発動として行はれたのであって、権力的の行為であり、随ってそれに付ての責任は唯代用教員自身の個人的責任たるに止まり、国又は市町村の何れにしても、民法第 715 條の意義に於いての事業主としての責任を負ふべきものではない」

美濃部はこのように、教員の教育および懲戒行為を警察官あるいは刑事の行為と同じ権力的行為（作用）と解釈⁽³⁹⁾することによって、昭和 4 年評釈を変更したのであった。

(2) 末弘巖太郎の判例評釈

末弘は本件の判例評釈⁽⁴⁰⁾において、「形式的に推論するときは松沢村に責任なしとする判旨は正當なりと言ひ得る」としつつも「小学教育が形式上国の事務なるにも拘らず之に要する……費用がすべて市町村等の負担となっている実質的關係を考慮して見ると、吾々は如上形式的推論の結果をそのまま、是認することに躊躇せざるを得ない」と判決を批判する。

末弘も小学校教育が国の事務であり教員の任免監督者が府県知事であることは「何等の疑ひがない」とするが、「このような形式的法律關係だけを標準として事を考へようとするのは明に不穩當」であって「营造物として小学校を觀察すれば実質的に之を維持し管理する者は市町村である、之より生じたる損害を賠償すべき者も亦市町村なりと解する」とする。この点では美濃部の昭和 4 年評釈と同じであるが、これを根拠づける民法第 175 条の解釈は異なった視点からなされていた。

末弘は、民法第 715 条の解釈において、国、市町村、教員の關係を「工場主が自ら直接職工を雇傭せず、職工長をして職工と契約せしめた上事実上工場に於て使用するが如き場合」と同様の關係に例えることにより、市町村と教員の間の使用者－被用者關係の存在を結論づけようとする。この場合、雇傭は法律上職工長と職工の間だけに存在するが実質的使用關係は工場主と職工の間に存在し、それにより職工の業務上の不法行為に対する責任は職工長でなく工場主が負わされている。ここでは国、市町村、教員はそれぞれ職工長、工場主、職工に例えられているのであるがこのようなアナロジーによって「法律の形式上小学教員を任免する者は国であるとしても、實質上彼等が市町村等によって管理せらるる小学校に於て使用せらるる限り、彼等と市町村との間にも民法第 715 条に所謂使用被用の關係あり」と結論する。末弘が「形式的推論」を排しこのような結論を下したのは、「法律解釈者先ず第一の仕事は法の欠缺を発見すること⁽⁴¹⁾」として「『事物の性質』に基づく法創造」のために「『類推』原理……の適用⁽⁴²⁾」という法解釈の方法に負うところがあった。

一方、この評釈では美濃部が問題にした教育および懲戒活動の性格についての言及はないが、仮に美濃部のように権力的作用と解釈したとしても末弘にはこの時点では、松沢村の賠償責任を承認する理論が用意されていた。末弘には美濃部と異なり「主權免責の理論についての痛烈な批判⁽⁴³⁾」の理論があったからである。

末弘は、大正12年「誤判賠償の根本原理」、大正13年「不当勾留と国家の賠償責任」において、主権免責の論拠となっていた従来の損害賠償論および国家理論（国家主権説）を批判し誤判等の権力的作用とされるものについても国家が賠償責任を負うべきことを主張している。末弘はここで、国家主権説による国家を『『政府』をして『国家』の名の下に絶対無限の権力を行はしむる⁽⁴⁴⁾』、「超越せる第三者の私有物⁽⁴⁵⁾」あるいは「統治者としての、支配階級の機関としての国家⁽⁴⁶⁾」と特徴づけ、これを基礎とする国家無責任論は「唯無責任なる国家の専制的暴力の尊敬を強制することに依って僅かに国家的統一を保⁽⁴⁷⁾」とうとする「旧来の思想」である、と痛烈に批判し「生れつつあり、又どうしても生れねばならぬ⁽⁴⁸⁾」国家として「吾々お互のものであり又吾々お互の為に存在する⁽⁴⁹⁾」「世話役としての国家⁽⁴⁶⁾」をこれに對置する。このような国家の下では「国民の損害は己むなくかくの如く世話役（注 官吏）を置くことによって団体生活を営みつつある一般国民の共同負担（注 損害賠償の社会化）に依って之を救済すべきが至当⁽⁵⁰⁾」であり「国家と雖も誤りたる其の行動によりて国民に損害を与へた以上、之に対して賠償の責に任せてこそ、真に親しむべき国家となること出来るのである⁽⁴⁹⁾」、ということになる。

このような国家権力絶対性に対する鋭い批判は「末弘法学は明治体制秩序とその正当化に奉仕する既存の法学理論に対する最も鋭い批判者として立ち現われた⁽⁵¹⁾」と評価されるに値するものであったろう。なお、この場合は「既存の法学理論」の中に美濃部も除外されるものではなかった。

なお、通説たる美濃部に対するその他の異説として、私法学者では三宅正男⁽⁵²⁾、岡村玄治⁽⁵³⁾、公法学者では渡辺宗太郎⁽⁵⁴⁾、山田準次郎⁽⁵⁵⁾の見解があった。これらの異説はそれぞれ実定法の解釈としてはその論理構成に難点があったが「一の進歩的な説として注目に値する⁽⁵⁶⁾」ものであったといえよう。

おわりに

学校事故救済のあり方は、その時代における人権保障の思想、制度および教育観を反映する。国家権力の絶対性と権力主義的教育観が支配的であった戦前においては、教員の体罰による学校事故が戦後とは比べものにならない程多数存在したにも拘らず、既述の法制度、判例、学説の下で教員の懲戒権の行使の名の下にあるいは挙証困難により忍従を強いられるのが実情であった。

戦後においては、新憲法体制のもとでこのような救済制度は基本的に転換されることになった。憲法は「何人も公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」（第17条）と規定し、これを具体化した「国家賠償法」（昭和22年）第1条は「国又は地方公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責に任ずる」（第1項）と規定するに至った。旧法制下においては公権力の行使という名の下に忍従を強いられた損害賠償は、憲法に保障された制度となり、それに伴い戦前においては少数の異説であった国家責任説が通説に転換した。また、戦前における権力主義的な教育観が批判され（「教育基本法」）る中で、体罰の禁止もきびしく規定されることになった⁽⁵⁷⁾。

同時に、基本的な救済制度は転換をみたが「学校事故に対する救済の（独自の——筆者）法制度が、わが国には現在皆無にひとしい状態⁽⁵⁸⁾」に起因し多発する事故⁽⁵⁹⁾の実質的救済が不可能であり教育活動を萎縮させている、ということが大きな問題とされ救済制度の改善が各方面で検討されている⁽⁶⁰⁾のが現状である。

参考文献・論文

- 1 今村成和「国家補償法」(法律学全集 9巻)昭和44年 有斐閣
- 2 田中二郎「行政上の損害賠償及び損失補償」昭和29年 酒井書店
- 3 中島英次「損害賠償学説判決実例綜覧 上巻」昭和16年
- 4 利谷信義「旧法制下における体罰事件」別冊ジュリスト NO.41 昭和48年 有斐閣

<注>

- (1) 個別的な法規として、①郵便法、郵便為替法、郵便貯金法、電信法、および②公証人法、戸籍法、不動産登記法、刑事訴訟法があった。しかし、①は国の責任の排除または軽減を目的とするものであり、②は官吏の故意または重過失についての責任を規定したものであったが例外的なものとされた(今村成和「国家補償法」45頁 昭和44年 有斐閣)。
- (2) 美濃部達吉「日本行政法 第2巻」917頁 明治43年
- (3) 影山日出弥 明治憲法体制 31頁 奥平・杉原編「憲法を学ぶ」所収 昭和49年 有斐閣
- (4) 今村成和 前掲 45頁
- (5) 板橋火薬製造所の爆発事故による損害賠償請求事件に対する大審院判決はこれを典型的に示している。「国家カ個人ニ対シテ命令シ其服従ヲ強制スル場合ハ公法的関係ナルコト疑ナキ所ナルト共ニ国家カ其私経済的動作ヲ為ス場合ハ国家カ私法関係ニ服スヘキノ場合ナルコト亦疑ナシ而ニテ国家ノ行為ニシテ主トシテ国家ノ財産上ノ利益ノ為ニスルモノハ乃チ国家ノ私経済的動作ニシテ私法的行為トシテ私法ノ適用ヲ受クヘク之ニ反シテ国家ノ行為ニシテ主トシテ公共ノ利益ノ為ニスルモノハ公法上ノ行為トシテ公法ノ適用ヲ受クヘキモノト謂フヘキナリ彼ノ煙草官営塩専売ノ如キハ前者ニ属シ、郵便電信ノ事業ノ如キハ後者ニ属ス……本件火薬製造業ニ付テ之ヲ見ルニ……火薬製造ノ如キハ……公共ノ利益ノ為ニスルモノト看做スヘクシテ……乃チ公法上ノ行為ニシテ所負カ……其行為ニ付キ個人ニ損害ヲ加ヘタリトスルモ国家ハ法令ニ特別ノ規定アラサル限り私法上ノ責任ヲ負フヘキモノニ非サルナリ」(大審院判決 明治43年 「大審院民事判決抄録」第38巻第16輯 8654—8656頁)
- (6) この事件は、徳島県の徳島市立尋常小学校の校庭の遊動円棒で遊んでいた児童が遊動円棒の腐食の為円棒が折れこの時の負傷が原因で死亡したのに対し、児童の親が徳島市を被告として損害賠償請求を行ったものである。従来の判例からすると、小学校教育は営利でなく公益を目的とする事業とされていたので市の賠償責任は否定されるはずであったが、大審院は徳島市の賠償責任を認める判決を下し注目された。
その判旨は、小学校教育およびその管理そのものは公法的行為であるが「其管理権中ニ包含セラルル小学校校舎其ノ他ノ設置ニ対スル占有権ハ公法上ノ権力関係ニ属スルモノニ非ス」として、公益を目的とする事業全体を公法関係とするのでなくそれを構成する側面を権力関係、非権力関係に分化し非権力関係の場合は民法の適用を承認する、ということであった(「大審院民事判決録」第22輯 1098頁)。
これは大正7年の大審院判決で更に明確にされている。
「国家又ハ其他ノ公法人カ公共ノ利益ノ為メニ経営スル事業ト雖モ其事業施行ノ為メニ為ス行為中公ノ権力ノ行使ニシテ私人ニ対シ其権力ニ服従セシムル関係ニ於テ為スルモノニ限り公法上ノ関係ニ属シ然ラスシテ全ク私人ト対等ノ関係ニ於テ為ス行為ハ私法上ノ関係ニ属スルモノト謂フヘシ」(「大審院判決録民事編 大正7年」2062—2067頁)
- (7) 雄川一郎 行政上の損害賠償 8頁 田中二郎他編 「行政法講座 第3巻」昭和40年 有斐閣
- (8) 今村成和 前掲 46頁
- (9) これについては、三等郵便局長が客から預った現金その他を紛失したことによる損害賠償請求事件に対する大正13年の大審院判決が有名である。
「官吏カ職務ノ執行ヲ機会トシテ職権ヲ濫用シ故意ニ他人ノ私権ヲ侵害シタル場合ノ如キハ是レ固ヨリ官吏トシテノ行為ニ非スシテ個人トシテノ行為ナルコト明ナルカ故ニ……民法第709條ニ依リ損害賠償ノ責ニ任スヘキコト当然ナリトス然レトモ官吏ノ職務上ノ行為ニシテ(自体—筆者)カ他人ノ私権ヲ侵害シ因テ損害ヲ生セシメタル場合ニ於テ(ハ)……別個ノ問題タリ国家機関タル官吏ノ職務上ノ行為ハ或公法行為タルコトアリ或ハ私法行為タルコトアリ若夫レ職務上ノ行為カ私法行為ナルトキハ……国家ハ賠償責任ヲ負フニ至ルヘキコト論ナシト雖モ其ノ職務上ノ行為カ公法行為ナルトキハ国家モ官吏モ共ニ賠償ノ責ニ任スヘキニ非ス……一般ニ官吏ノ公法行為ニ対シテハ私権侵害ノ結果ヲ惹起シタル場合ト雖賠償義務ヲ負担セシムルコトナキハ我国法制上ノ原則ト為

- ス」〔法律評論〕 第13巻9号 658頁〔民法〕)
- (10) 田中二郎「行政上の損害賠償及び損失補償」 134頁 昭和29年 酒井書店
- (11) 「大審院民事判例集」 第82巻5号 268—300頁
- (12) 「大審院判決録刑事集 大正5年」 1111—1119頁。なお、この判決では傷害の事実は認められたが教員の過失が具体的に挙証されていないとして、有罪とした原判決を破棄し横浜地裁へ差戻し、横浜地裁は無罪の判決を下した。
- (13) 「法律評論」 第20巻1号・2号 78—84頁〔民法〕
この事件の概要は次のとおりである。昭和4年11月、久留米市立尋常小学校4年の児童が学業成績品に父兄の印をもらってくるようにいわれたのに自分で勝手に押印し提出したため、担任教員が殴打した。この為、外傷、発熱、精神障害をおこしかつ担任教員の悪宣伝により精神的苦痛を受けたとして教員を被告に慰謝料と謝罪広告の請求を求める訴訟をおこした。判決は、児童の発熱、傷害の事実は認められたが教員の殴打行為との因果関係を認めず(2人の医師は因果関係を認めたにも拘らず)、教員の殴打行為も原告は「十教回連続シテ」と主張したが、「三、四回叩キタル事実」のみを認め、また被告に悪意がなかったとして「其ノ有スル懲戒権ノ範囲内ノ行為」として原告の請求を棄却した。
- (14) 親の懲戒権と教員の懲戒権の関連の歴史的考察については、利谷信義「旧法制下における体罰事件」教育判例百選(別冊ジュリスト NO.41)、同「親と教師の懲戒権」日本教育法学会年報 第4号 昭和50年、が興味ある分析をしている。
- (15) 山崎犀二「日本教育行政法」 150—151頁 昭和12年
なお「校舎の内外を掃除せしめ或は若干時間を限り数場の一隅に直立せし……教授時間後留置の如き」は体罰に該当せず、とする文部省解釈がある(澀谷徳三郎「明治44年改正小学校法規要義」 60頁 明治44年)。
- (16) 「大審院判決録刑事集 大正5年」 1117頁
なお、船越源一(文部省官吏)はこれに異論を唱え、担任クラスの児童に限定している(船越源一「小学校教育行政法規精義」 709頁 昭和10年)。
- (17) 河野通保「学校事件の教育的法律的实际研究 上巻」 239頁 昭和8年
- (18) 利谷信義「親と教師の懲戒権」 200頁 日本教育法学会年報 第4号 昭和50年 有斐閣
- (19) 平原春好「学校事故と教育法の理論」 136頁 日本教育法学会年報 第5号 昭和51年 有斐閣
- (20) 河野通保 前掲 236頁
- (21) 河野は東京朝日新聞からの引用ととして数多くの事例をあげているが、大正12年から15年のものに限定しても次のような事例がある。○訓導劣等児を殴る、優等生に散々殴らせた上(大12, 1, 17), ○受持訓導が生徒を散々殴る、父兄会は激昂し訴訟を起すらしい(大12, 7, 18), ○小学校教師生徒を蹴殺す、1名は耳をもぎ取らる、函館小学校での暴行(大13, 8, 17), ○乱暴極まる訓導、生徒の頭へ冷水を浴せる(大13, 12, 24), ○児童を殴る教員、村会議員や父兄は激昂(大14, 1, 4), ○生徒40名を殴打す、乱暴な訓導(大14, 1, 8), ○又も乱暴な小学教師生徒を殴る(大14, 1, 17), ○無法な訓導生徒を投つく、禁令を破り注意されたに憤慨して(大15, 2, 11), ○教師になぐられ小学生遂に死亡(大15, 12, 9)。
また、北海道では「児童に対し憤怒の余殴打嘲弄を加ふるに至っては全く沙汰の限にして教員の行為としては信すべからずと雖も近頃往々に耳にする処あるは洵に遺憾に堪へざるものなり……」という内務部長訓示があり(北海道教育会「北海之教育」 3頁 第243号 大2年4月), 「体罰取締ニ関スル件」(大正2年3月)についての内務部長通牒が出されている。
- (22) 美濃部達吉「国家カ私人ノ利益ヲ侵害シタル場合ニ於ケル賠償責任ヲ論ズ」 794頁 法学協会雑誌 第24巻6号
- (23) 佐々木惣一「官吏職務違反ノ行為ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ民法不法行為ノ規定ニ從テ賠償ノ責ニ任スヘキカ」 45頁 京都法学会雑誌 第1巻4号
- (24) 佐々木惣一「日本行政法 総論」 234—241頁 大正10年
- (25) 清水澄「国法学第二編行政編 上巻之上」 688頁 明治43年、島村他三郎「行政法要論」 99頁 大正11年、野村淳治「行政法総論 上」 278—291頁 昭和12年
- (26) 美濃部達吉 前掲(注2) 917—935頁
- (27) 美濃部達吉「日本行政法総論」 608—609頁 大正8年
- (28) 美濃部達吉「評釈公法判例大系 上巻」 320頁 昭和8年
- (29) 美濃部達吉「公法問題判例批評(一)」 97頁 法学協会雑誌 第34巻5号
- (30) 田中二郎 前掲 69頁、織田萬「行政法講義 上」 400—406頁 大正6年、平野義太郎「民事判例研究」 68—71頁 法学志林 第26巻8号、岡村玄治「債権法各論」 674—675頁 昭和4年、市村光恵「増補改訂

行政法原理」 488—492頁 大正2年

なお、美濃部は官吏が賠償責任を負う場合を故意と重過失としていたが、織田、岡村、平野は過失をも含めていた。

- (31)「大審院判例集」第8巻5号 268—300頁 以下の引用はこれによる。
- (32)「法律評論」第19巻2号 192—193頁(民法)
- (33)「法律評論」第19巻3号 60—66頁(民法)
- (34)拙稿「戦前小学校の法的性格—所属論をめぐって—」創路短期大学紀要 第3号 昭和50年
- (35)美濃部達吉「行政法撮要 初版」105—107頁 大正13年
但し、(三)の場合の責任根拠を「占有者トシテ」とすることについては、昭和8年の同書の第4版において訂正している。
異説として、水野鍊太郎「公用物ニ関スル判例ヲ評シ故穂積博士ヲ懐フ」(法学協会雑誌 第34巻9号)があった。
- (35)美濃部達吉「判例評論 行政法判例(一四)」77—80頁 国家学会雑誌 第43巻11号
- (36)ここでは「小学校教員も職務に於ては国家の機関であり、身分上にも国の官吏であるに拘らず、独り経済的見地に於ては」教員は「専ら市町村に隷属」しているのだから「民法第715条の意義に於いては、市町村の被用者である」とする(「官営公費事業と其の法律的特色」第48巻9号 58頁 昭和5年)。
- (37)田中二郎 前掲 67頁、山田準次郎「行政上の損害賠償」28—29頁 法学新報 第45巻7号
- (38)「評釈公法判例大系 下巻」317—319頁 昭和8年
- (39)美濃部のこのような解釈は、戦前において「学校教育自体が……教員の懲戒権を中核とする権力作用……の行使であると解された。この意味において学校教育と教育行政とは質的に区別されえなかった」(兼子仁「教育法」58頁 昭和38年)という評価の一論拠とされている。なおこれについて、内沢達「戦前日本における『教育行政=助長、保育行政論』と『教員=官吏』説」(北大教育学部紀要 第23号)の異論がある。
- (40)「判例民事法 昭和4年度」121—123頁
- (41)末弘巖太郎「民法雑記帳 上」19頁。なお、これは磯村哲「社会法学の展開と構造」(昭和50年 日本評論社)、93頁よりの重引。
- (42)磯村哲 前掲 96—97頁
- (43)今村成和 前掲 48頁
- (44)末弘巖太郎「法窓閑話」93頁 大正14年
- (45)同上 185頁
- (46)同上 95頁
- (47)同上 117頁
- (48)同上 117—118頁
- (49)同上 185頁
- (50)同上 95頁
- (51)磯村哲 前掲 65頁
- (52)三宅は、国家無責任説の判例、通説を「我々の法感情を満足せしむるものではない」として「権力的作用による公法人の賠償責任を—非権力的な公行政の場合と区別して—私法の範囲から排斥せねばならぬ理由は存しない」ことを民法第715条の解釈で試みる。三宅は、国の法律上の効果に対する機関としての責任と不法行為者である官吏の使用者としての私法上の責任を区別することによって、賠償責任の問題を後者に限定し、賠償責任における権力的作用と非権力的作用の区別を解消しようとした(「判例民事法 昭和16年度」37—39頁)。
- (53)岡村玄治「債権法各論」673頁 昭和4年
- (54)渡辺宗太郎「日本行政法 上」(初版) 昭和10年。
渡辺は「損害あれば賠償あり」の原則は「国家と雖も当然この義務から免除せられると為すを得ないのである。而してこのことは国家の違法行為が公法行為たると私法行為たるとに依って、又権力行為たると対等行為たるとに依って異るところはない」(同書 160頁)としている。しかし、必ずしも実定法解釈によって論証するに至っていない。
- (55)山田準次郎 前掲 17—18頁
- (56)田中二郎「最近の文献に現われた行政法上の諸問題(三)」96頁 国家学会雑誌 第50巻3号
- (57)法務庁「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日)、法務府「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」(昭和24年8月2日)
- (58)永井憲一「学校事故問題研究の重要性和理論的課題」15頁 ジュリスト 第598号

(59) 学校事故件数は、昭和 51 年度には「日本学校安全会」の災害共済給付金を受けたものに限っても、985,000 件（うち廃失、死亡 878 件）にのぼっている（朝日新聞 昭和 52 年 8 月 20 日号）。

(60) 日本教育法学会、日本弁護士連合会はそれぞれ特別委員会、部会を設け、また衆院文教委員会に「学校災害に関する小委員会」が設置され特別な救済制度の検討が行われている。

なお、学校事故問題につき、「ジュリスト」第 598 号、「季刊 教育法」第 4 号、第 20 号が特集をくんでいる。判例については、兼子仁編「教育裁判判例集 I, II」（昭和 44 年、48 年 東大出版会）、野村好弘「学校事故の民事判例」（昭和 48 年 有斐閣）がある。

付 記—— 引用文献中の漢字の一部は原文を改めている。

（本学助手・釧路分校）